

改正案	現行
<p>(略)</p> <p>(有価証券)</p> <p>第二条 地方独立行政法人法（以下「法」という。）第四十三条第一号に規定する総務省令で定める有価証券は、次の各号に掲げる地方独立行政法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める債券とする。</p> <p>一 法第六十八条第一項に規定する公立大学法人 次に掲げる債券（イからハまで及びホに掲げる債券にあつては、安全かつ効率的な運用に資するものとして、総務大臣が定める基準に適合するものに限</p>	<p>(会計の原則)</p> <p>第一条 地方独立行政法人の会計については、この省令に定めるところにより、この省令に定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。</p> <p>2 金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。</p> <p>3 地方独立行政法人に適用する会計の基準として総務大臣が別に公示する地方独立行政法人会計基準は、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されるものとする。</p> <p>(有価証券)</p> <p>第二条 地方独立行政法人法（以下「法」という。）第四十三条第一号に規定する総務省令で定める有価証券は、次に掲げる金融機関が発行する債券とする。</p> <p>一 株式会社商工組合中央金庫</p> <p>二 信金中央金庫</p> <p>三 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条に規定す</p>

る。

イ 特別の法律により法人の発行する債券

ロ 金融債

ハ 社債

ニ 貸付信託法（昭和二十七年法律第百九十五号）に規定する貸付信託の受益証券

ホ 外国政府、外国の地方公共団体、国際機関及び外国の特別の法令により設立された外国法人の発行する債券であつて、本邦通貨をもつて表示されるもの

二 法第八十一条に規定する公営企業型地方独立行政法人（第十四条において「公営企業型地方独立行政法人」という。）次に掲げる債券であつて、安全かつ効率的な運用に資するものとして、総務大臣が定める基準に適合するもの

イ 特別の法律により法人の発行する債券

ロ 金融債

三 その他の地方独立行政法人 次に掲げる金融機関が発行する債券

イ 株式会社商工組合中央金庫

ロ 信金中央金庫

ハ 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条に規定する長期信用銀行

ニ 農林中央金庫

る長期信用銀行

四 農林中央金庫

(略)

(金融機関)

第三条 法第四十三条第二号に規定する総務省令で定める金融機関は、次のとおりとする。

- 一 信用協同組合及び信用協同組合連合会
- 二 信用金庫及び信金中央金庫
- 三 労働金庫及び労働金庫連合会
- 四 農業協同組合及び農業協同組合連合会
- 五 漁業協同組合及び漁業協同組合連合会
- 六 農林中央金庫
- 七 株式会社商工組合中央金庫

(資産及び負債に関する書類)

第四条 法第六十六条第二項に規定する移行型地方独立行政法人の資産及び負債の見込みを明らかにする書類は、次に掲げる事項を記載して作成しなければならない。

- 一 介資産の種類、内容、所在の場所及び価額
- 二 負債の種類、内容及び価額

(公立大学法人が経営を支配している法人)

第五条 法第七十九条の二第二項第一号に規定する総務省令で定めるものは、第一条第三項の規定により総務大臣が別に公示する地方独立行政法人会計基準の定めるところにより、地方独立行政法人が議決権の

(新設)

過半数を保有している会社等として連結の範囲に含まれる会社とする。

(土地の取得に関する基準)

第六条 地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）

第二号及び次条において「令」という。）第十八条第三号に規定する総務省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 設立団体からの補助金又は交付金（次号において「補助金等」という。）をもって、当該土地の取得に必要な経費に充てるためにした長期借入金又は発行した債券を償還することができる見込みがあるものであること

二 長期借入金の借入れ又は債券の発行により調達した資金により当該土地を一括して取得する場合に要する補助金等の総額が、当該土地の段階的な取得（令第十八条第三号に規定する段階的な取得をいう。）を行う場合に要する補助金等の総額に比して相当程度減少する見込みがあるものであること

(長期借入金又は債券の償還期間)

第七条 令第二十条に規定する総務省令で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- 一 土地（次号括弧書に規定する土地を除く。） 十五年間
- 二 施設（その用に供する土地を含む。） 二十五年間

(新設)

(新設)

(設立団体の長から吸収合併消滅法人への通知等)

第八条 (略)

2 吸収合併消滅法人は、前項の通知を受けたときは、法第百十条第二項に規定する一定の期間を設立団体の長の指定する日までの間で定めるとともに、同条第一項各号に掲げる事項を記載した書類を作成し、当該吸収合併消滅法人の債権者の閲覧に供するため、効力発生日（法第百八条第一項第二号に規定する効力発生日をいう。第十條第二項において同じ。）までの間、これをその事務所に備え置かなければならない。

(財務諸表に関する事項)

第九条 法第百十条第一項第三号に規定する総務省令で定める事項は、吸収合併消滅法人及び吸収合併存続法人（法第百八条第一項第一号に規定する吸収合併存続法人をいう。次条及び第十一條において同じ。）のそれぞれについて、法第百十条第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一、二 (略)

(設立団体の長から吸収合併消滅法人への通知等)

第五条 設立団体（法第六条第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ

。）の長は、法第百八条第一項各号に掲げる事項が定められたときは、遅滞なく、その内容を当該設立団体が設立した吸収合併消滅法人（同項第一号に規定する吸収合併消滅法人をいう。以下同じ。）に通知するものとする。

2 吸収合併消滅法人は、前項の通知を受けたときは、法第百十条第二項に規定する一定の期間を設立団体の長の指定する日までの間で定めるとともに、同条第一項各号に掲げる事項を記載した書類を作成し、当該吸収合併消滅法人の債権者の閲覧に供するため、効力発生日（法第百八条第一項第二号に規定する効力発生日をいう。以下同じ。）までの間、これをその事務所に備え置かなければならない。

(財務諸表に関する事項)

第六条 法第百十条第一項第三号に規定する総務省令で定める事項は、吸収合併消滅法人及び吸収合併存続法人（法第百八条第一項第一号に規定する吸収合併存続法人をいう。以下同じ。）のそれぞれについて、法第百十条第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 最終事業年度（各事業年度に係る法第三十四条第一項に規定する財

(設立団体の長から吸収合併存続法人への通知等)

第十条 (略)

(財務諸表に関する事項)

第十一条 (略)

務諸表につき同項の認可を受けた場合における当該各事業年度のうち最も遅いものをいう。以下同じ。)がある場合 最終事業年度の貸借対照表

二 最終事業年度がない場合 その旨

(設立団体の長から吸収合併存続法人への通知等)

第七条 設立団体の長は、法第百八条第一項各号に掲げる事項が定められたときは、遅滞なく、その内容を当該設立団体が設立した吸収合併存続法人に通知するものとする。

2 吸収合併存続法人は、前項の通知を受けたときは、法第百十一条第二項に規定する一定の期間を設立団体の長の指定する日までの間で定めるとともに、同条第一項各号に掲げる事項を記載した書類を作成し、当該吸収合併存続法人の債権者の閲覧に供するため、効力発生日までの間、これをその事務所に備え置かなければならない。

(財務諸表に関する事項)

第八条 法第百十一条第三号に規定する総務省令で定める事項は、吸収合併存続法人及び吸収合併消滅法人のそれぞれについて、同条第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 最終事業年度がある場合 最終事業年度の貸借対照表
- 二 最終事業年度がない場合 その旨

(設立団体の長から新設合併消滅法人への通知等)

第十二条 設立団体の長は、法第百十二条第一項各号に掲げる事項が定められたときは、遅滞なく、その内容を当該設立団体が設立した新設合併消滅法人(同項第一号に規定する新設合併消滅法人をいう。次項及び次条において同じ。)に通知するものとする。

2 (略)

(財務諸表に関する事項)

第十三条 (略)

(他の省令の準用)

第十四条 次の省令の規定については、地方独立行政法人(第三号に掲

(設立団体の長から新設合併消滅法人への通知等)

第九条 設立団体の長は、法第百十二条第一項各号に掲げる事項が定められたときは、遅滞なく、その内容を当該設立団体が設立した新設合併消滅法人(同項第一号に規定する新設合併消滅法人をいう。以下同じ。)に通知するものとする。

2 新設合併消滅法人は、前項の通知を受けたときは、法第百十四条第二項に規定する一定の期間を設立団体の長の指定する日までの間で定めるとともに、同条第一項各号に掲げる事項を記載した書類を作成し、当該新設合併消滅法人の債権者の閲覧に供するため、新設合併設立法人(法第百十二条第一項第二号に規定する新設合併設立法人をいう。)の成立の日までの間、これをその事務所に備え置かなければならない。

(財務諸表に関する事項)

第十条 法第百十四条第一項第三号に規定する総務省令で定める事項は、新設合併消滅法人について、同条第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 最終事業年度がある場合 最終事業年度の貸借対照表
- 二 最終事業年度がない場合 その旨

(他の省令の準用)

第十一条 次の省令の規定については、地方独立行政法人(第三号に掲

げる規定にあつては都道府県（都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。）又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立する地方独立行政法人に限り、第四号に掲げる規定にあつては公営企業型地方独立行政法人

に限る。）を地方公共団体とみなして、これらの規定を準用する。

一〇五（略）

げる規定にあつては都道府県（都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。）又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立する地方独立行政法人に限り、第四号に掲げる規定にあつては公営企業型地方独立行政法人（法第八十一条に規定する公営企業型地方独立行政法人をいう。）に限る。）を地方公共団体とみなして、これらの規定を準用する。

一 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第三十七条第四項及び第五項

二 身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）第十五条及び第十七条

三 麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和二十八年厚生省令第十四号）第四十九条

四 不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第四十三条第一項第四号（同令第五十一条第八項、第六十五条第九項、第六十八条第十項及び第七十条第七項において準用する場合を含む。）、第六十三条第三項、第六十四条第一項第一号及び第四号、第八十二条第二項並びに附則第十五条第四項第一号及び第三号

五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第六十八条の三

○ 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）（抄）（附則第二項関係）

（傍線部分は改正部分）

		改正案		
別表（第三条関係）				
(略)	(略)	法令名	条 項	
地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第	第二十八条第一項			
		現行		
別表（第三条関係）				
(新設)	(略)	法令名	条 項	
	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令（平成十五年政令第四百八号）		第二十六条第一項及び第二十九条第一項	

(略)	(略)	四百八十六号)
(略)	武力攻撃事態等 における国民の 保護のための措 置に関する法律 施行令（平成十 六年政令第二百 七十五号）	第二十五条第二項